

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	滑川 敦子 (なめかわ あつこ)
○学位の種類	博士 (文学)
○授与番号	甲 第 1072 号
○授与年月日	2015 年 9 月 25 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	鎌倉幕府儀礼成立史の研究
○審査委員	(主査) 美川 圭 (立命館大学文学部教授) 三枝 暁子 (立命館大学文学部准教授) 杉橋 隆夫 (立命館大学文学部特別任用教授) 元木 泰雄 (京都大学大学院人間・環境学研究科教授)

### <論文の内容の要旨>

二木謙一氏の『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、1985年)によって、室町幕府の儀礼研究が本格的に開始された。室町幕府の年中行事の多くに、歳首御成や垵飯など鎌倉幕府の年中行事を踏襲した儀礼の存在が指摘されている。二木氏の研究以降、鎌倉幕府の政治史考察のために、儀礼がとりあげられ、とくに幕府の垵飯儀礼に関する研究史が蓄積されつつある。

しかし、それが鎌倉幕府政治史研究の考察材料の一つとしてとらえられてきたため、純粹な意味での鎌倉幕府儀礼研究はあまり進展していない。『吾妻鏡』関係記事の収集・分析に終始する従来の研究方法は見なおされねばならず、公家儀礼との比較検討も必要な段階にある。また、『吾妻鏡』の記事の検討においても、個々の儀礼にたずさわった御家人の抽出にとどまらず、その記述法の変遷にも目を向ける必要がある。本論文は、序章および第一章～第三章、付論、終章という構成となっている。以下、その目次の表題を示す。

- 序章 本論の趣旨と課題
- 第一章 鎌倉幕府正月行事の成立と展開
- 第二章 鎌倉幕府行列の成立と「随兵」の創出
- 第三章 鎌倉幕府侍所の成立過程について
- 付論 十二～十三世紀における日本・高麗の武人政権
- 終章 本論の総括と今後の課題

第一章では、鎌倉幕府の正月行事の成立と展開が論じられている。治承・寿永の内乱に

において、鎌倉殿である源頼朝は東国武士との間に平氏追討という政治課題を共有し、主従関係を構築するなかで、正月行事は成立した。平時への移行にあたって、従来の行事は変容し、新たな行事が付加されることで、幕府の正月行事は展開していった。それぞれの行事の成立は現実の幕府政治と密接な連関があり、そこに鎌倉幕府の年中行事のもっとも大きな特徴がある。

治承四年（1180）頼朝は鎌倉に入部してまもなく、新邸造営に着手し、年末に移徙・御行始を挙行了。これらは頼朝が御家人となった東国武士とのあいだに、平氏追討という政治課題を共有し、主従関係を確立するための儀礼であった。入部の翌年正月に、頼朝は歳首鶴岡奉幣、歳首垵飯献儀、歳首御行始を挙行了。歳首鶴岡奉幣は平氏追討の戦勝祈願であり、歳首垵飯献儀と歳首御行始は、前年の移徙儀礼を正月に繰り返すことで、主従関係を再確認、再生産するという目的があった。

平氏追討が完了した後の文治二年（1186）正月、頼朝は直衣始と鶴岡奉幣を挙行了。ここで初めて、御家人の着座基準が問題となり、位階優先と定められることになる。その背景には、戦時から平時へ移行するにともない、従来戦勝祈願の場であった鶴岡八幡宮を政治儀礼の場に転化させ、そこでの儀礼執行によって、御家人を臣従させようとする頼朝の意図があったと考えられる。一方で頼朝個人の習慣を儀礼化した御所心経会、軍事力結集の恒常化をはかる御弓始といった新たな正月行事が創始された。

建暦元年（1211）以降、従来鶴岡奉幣に従属していた垵飯献儀が分立し、鶴岡奉幣・御行始に先行して挙行されるようになった。その背景には、北条義時と大江広元による両執権体制、さらには北条氏権力の定着が存在した。一方で吉書始や御鞠始、読書始などの公家社会の儀礼様式が組み込まれ、幕府の正月儀礼が公家年中行事の水準に高められようとする傾向も見られる。こうして、幕府の正月行事はしだいに複雑化していった。

第二章では、鎌倉幕府の行列の成立にともない、「随兵」と呼ばれる行列構成員が創出される過程が解明される。随兵とは、ほんらい武士の配下である郎等を示す語であった。ところが、摂関家の春日祭行列での個々の郎等の供奉が制度化されていくと、その過程で配下ではない者も組み込まれるようになり、「随兵」という行列上の役割が付与されていった。

鎌倉幕府の随兵は、軍事力に代表される実力・実績が重視される東国武士社会に対応する編成となり、「軍陣風」の幕府行列が成立した。また、幕府行列の創始以来、随兵は現実の幕府政治と不可分な関係を構築するまでに発展していったため、「公家風」の幕府行列においても随兵は配置された。

頼朝のあとをついだ頼家の時期には、随兵のない事態が発生するが、その背景には頼家自身の政治的地位の変化、軍事的要素の喪失がある。しかし、その後の幕府行列において随兵は廃止されることはなく、実朝の時代には復活する。従来の幕府政治との不可分な関係は失われ、武力を表彰する観念だけが生き続けた。また、随兵をめぐる相論が頻発し、頼朝以来の主従関係を顕示する重要性が再確認される。

第三章では、鎌倉幕府の侍所の成立過程について、その要職にあった和田義盛・梶原景

時の活動を中心に論じられている。鎌倉幕府の侍所は、摂関家侍所とは異なり、十八間もの広大な建造物であった。これは平清盛が治承三年（1179）富士・鹿島社参詣計画のなかで造営した相模国松田の二十五間の「侍」を模倣したものと考えられる。平氏政権や幕府が広大な侍所を造営した背景には、東国武士を召集して主従関係を構築するという政治的意図があった。幕府侍所には、御家人との共有空間に「横敷座」という頼朝の座席が設置されており、主人の参入のない摂関家侍所とは大きく異なっている。また、和田義盛の地位も、摂関家侍所とは異なり、平氏の有力家人伊藤忠清が帯びていた坂東八か国の「侍別当」を継承したもので、東国武士の統率権を有するものであった。治承四年（1180）に成立した幕府侍所は平氏追討という戦時体制下、頼朝のもとに参じた東国武士を統率・管理するための組織であった。

その後の侍別当義盛は基本的に東国に在駐して東国武士を統率し、侍所司の景時は在京して朝廷側との連絡・交渉役をつとめている。こうした職掌分担は西への戦線拡大にとまなうものであった。元暦元年（1184）から文治元年（1185）にかけての瀬戸内周辺での西海合戦に、両者は軍奉行として従軍している。文治年間における両者の職掌や地位も大きくは変わらず並列的であった。文治五年（1189）の奥州合戦に両者は再び軍奉行として従軍するが、義盛は他の御家人と同様に戦闘に加わるが、景時は頼朝の側において御家人着到のとりまとめを行っている。

建久元年（1190）頼朝は上洛し、王朝国家の軍事権門として認められたが、翌年正月の政所吉書始において義盛と景時は侍所別当、所司としての地位を確認された。しかし、翌年景時は侍所別当に就任し、義盛が所司となった。このように両職は交替可能なものであったが、戦時から平時への移行において、広範な実務能力を有する景時の力量が重視されたともいえる。

義盛と景時の滅亡後、幕府は侍所の再整備を行う。北条泰時が侍所別当に就任し、侍所所司が5人補任される。従来並列的であった別当と所司のありかたは改変され、侍所の職務の分業化がはかられる。承久元年（1219）には小侍所が設置され、家政機関としての職務を担当することになる。こうして、幕府草創期以来の侍所の機能と家政機関としての機能の混在が解消され、侍所と小侍所が分立することになる。その背景には摂関家出身の鎌倉殿として藤原頼経が下向するという政治状況があったと考えられる。以上のように、その時々々の政治状況に適応しながら、鎌倉幕府の侍所は成立・変容・発展していったのである。

付論では、12世紀から13世紀の日本と高麗において、ほぼ同時期に発生した武人政権の比較的研究に取り組み、日本で武人政権（武家政権）が継続・定着していく理由を考察している。日本の武人である「武士」は武芸を「家職」として確立・世襲してきたが、高麗の武人である「武臣」は「官僚」として武官職を継承する者で、その政治的地位は王朝官職によって保証されていた。また武士は一般貴族と区別されて国家の軍事活動を担ったが、武臣は文臣に従属して軍事活動に参加した。武士と武臣の差異には両国の中央集権の

貫徹度が強く影響している可能性がある。

平氏政権と崔（チェ）氏政権は武力行使によって首都を制圧し、国家の政治機構内部で高官重職を掌握、国政に対する発言権を強めた。ともに私兵集団を有したが、軍事活動の際は国家の軍事動員システムに依拠した。こうした点で両者は共通している。一方、鎌倉幕府は地方（東国）を政権基盤にし、国衙機構を吸収した独自の軍事システムを構築しているのに対し、平氏政権と崔氏政権は中央の国制に依拠した地方支配を展開している。鎌倉幕府と崔氏政権はいずれも文人官僚の登用を不可欠とした。幕府においては発足当初、文人と武人の職務に区別があったが、しだいに同質化していった。武士が文人官僚的職務を担えるようになったことや京下官人が武士化していくという状況は、地方（東国）を本拠地としたがゆえに生じた鎌倉幕府固有の特徴と考えられる。一方、崔氏政権では当初武臣が文官職に多数起用されており、両者の職務は同質であったと考えられる。その後は科挙出身の文臣を多数起用するに至り、両者の職部が区別されるようになった。

終章では、鎌倉幕府儀礼研究が室町幕府儀礼前史として始まり、鎌倉幕府埴飯の研究を中心に発展してきたものであるが、鎌倉幕府政治史研究の考察材料の一つとしてとらえられてきたばかりに、純粋な意味での鎌倉幕府儀礼研究は進展してこなかったとする。また、方法論においても、『吾妻鏡』の関係記事の収集・分析に執心する従来の研究方法も見なおされねばならず、公家儀礼との比較検討をしていくことで、より充実した鎌倉幕府研究を実践することができるとする。またテキストである『吾妻鏡』の検討においては、個々の儀礼に携わった御家人の抽出だけではなく、その記法の変遷にも目を向けるべきだと主張する。公家社会の儀礼は先例を重視し、先例と違う作法が発生した場合は過去の記録から先例を探し出し、先例がなければ礼を失するものとして非難の対象となった。しかし鎌倉幕府の儀礼では、公家儀礼の様式を模倣しつつも、それが幕府の実情にあわなければ採用しないこともあった。また諸儀礼における役割も公家儀礼のように官職や位階に規定されておらず、総合的な評価によって決定づけられている。今後はこのような点に留意して研究を進展させていきたいと述べる。

#### <論文審査の結果の要旨>

本論文は鎌倉幕府儀礼を、政治史研究の考察材料としてだけではなく、幕府儀礼としての包括的な研究に発展させることをめざしたという点で、高く評価されるものである。儀礼成立についての実証も手堅く、その背景となる鎌倉幕府権力の性格にも肉薄している。

また、鎌倉幕府儀礼研究を『吾妻鏡』の世界観のなかで完結させず、幕府が模倣し継承した公家儀礼にも目を配っている点も評価される。鎌倉幕府儀礼は突発的に発生したのではなく、王朝国家の軍事権門としてその政治的地位を上昇させていくなかで、公家儀礼を取り入れながら成立・発展していったという論旨も説得的である。

さらに、近年の研究で注目されている高麗武臣政権（崔氏政権）との比較研究を方法論として導入し、平氏政権、鎌倉幕府、高麗武臣政権三者の政権所在地（首都・地方）、政権

構成員（武人・文人）の問題に付論で言及している点も注目される。

いくつか課題もある。幕府などの政治史分析については先行研究に依拠している部分が多い。そのため、例えば一章の「平時」と「戦時」の時期などについてのように、先行研究の評価が大きく異なる部分では、依拠した研究が相互に矛盾するという場合も散見する。また、二章の「随兵」について、主従関係、あるいは官職、位階との関係などについても、理解しにくい点も見られる。さらに、三章の侍所の「別当」と「所司」をめぐる論理展開も、やや理解しにくい。和田義盛と梶原景時の立場の同質性、異質性などの評価について、もう少し緻密な考察が必要だったのではないかと考える。ただ、いずれも申請者が今後研究を深めていくなかで、自然に解決される部分であり、全体の論旨に大きな影響を与えるものでもない。鎌倉幕府の包括的な儀礼研究は、今後発展が見込まれる分野であるが、そのなかで本論文は研究の基礎となるものとして、高く評価されることになる。以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は本論文が博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公開審査は2015年11月23日（月）午後4時から6時まで、清心館505号教室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第18条第1項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。